

## 総 務 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 平成26年9月19日（金）
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前12時58分  
(午後2時～2時6分 6分間休憩)
- 4 閉会時刻 午後 3時00分
- 5 出席者 委員長 山崎恒男 副委員長 雪山敏行  
委員 大石勇 委員 小沼秀朗  
委員 山本裕三 委員 鷺山喜久  
委員 鈴木正治 委員 堀内武治
- (当局側) 市長、総務部長、企画政策部長、企画政策部付参与、危機管理監、  
議会事務局長、水道部長、消防長、南部事務局長、所管課長  
(事務局) 議事調査係 赤堀義幸
- 6 審査事項 ・議案第81号 平成26年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳入中 所管部分  
歳出中 第2款 総務費  
第9款 消防費  
第12款 公債費  
第13款 予備費  
第2条 地方債の補正
- ・議案第86号 掛川市住民投票条例の一部改正について  
・議案第87号 掛川市総合計画審議会条例の一部改正について  
・議案第91号 掛川市火災予防条例の一部改正について  
・議案第92号 掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部改正について  
・請願第4号 行政書士法違反書類の掛川市各機関への提出排除に関する請  
願書
- 7 協議事項 ・閉会中継続調査申し出事項について 9項目
- 8 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成26年9月19日

市議会議長 大石 與志 登 様

総務委員長 山崎 恒男

## 8 会議の概要

平成26年9月19日（金）午前12時58分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

### ①議案第81号 平成26年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第2款 総務費

第9款 消防費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 地方債の補正

### 第2款 総務費

〔財政課、説明 13:01～13:07〕

〔質疑 13:08～13:14〕

○山崎恒男委員長

財政課の説明に対する質疑をお願いします。

○山本裕三委員

予備費の今後の支出見込み額について伺う。

●山本財政課長

平成25年度の福祉施策の国・県支出金に対する精算返還金を6,470万円予定している。また、確定ではないが、人事院勧告に基づく給料改定が実施された場合には、6,800万円程度の財源が必要になるのではないかと見込んでいる。

○雪山敏行副委員長

予備費について、財政規律を考えると予備費になぜ積み込む必要があるのか説明願う。

●山本財政課長

基金繰入金ですが、前年度の繰越金増額に伴い財政調整基金の繰入金を12億5,000万円減額した。当初で18億5,000万円取り壊し予定したが、それを12億5,000万円戻したことになる。

今回予備費に留保せずに全てを財政調整基金に閉まってしまう方法もあります。平成26年度新たな財政需要が発生したときに、その分をもう一度基金から取り崩す方法もありますが、以前、出したり入れたり解りにくいという指摘があり、今回は歳出の中に財源として留保するやり方にした。

○雪山敏行副委員長

財政規律として一般的か疑問に思う。財政は歳出を何にするのか議論しながら予算審査することになるので、予備費から充当のかたちでも議会の同意を得て、歳出は歳出目的でキチッと明記して予算を組むのが適切ではないか。財政規律からすると少し違うやり方をした方が良くはないかと思っている。基本的には財政調整基金に積んでおくことが良いのではないか。

●山本財政課長

数年前に繰り出し、繰り入れに伴いご指摘をいただいたことがあった。歳入の今後の見通しとして、市税が大きく増額する見込みがないので、財政調整基金をもう一度崩す可能性が高くなっ

てきたので、今回歳出に留保した。

○雪山敏行副委員長

支出が見えたかたちの予備費はあり得ないと思っている。

●松井三郎市長

基金に積むようにしているが、財政調整基金は2割ぐらいが理想だと思っているが、1割弱の状況である。財政調整基金の方に積んでおかないと災害対応等にできなくなる。何も無しで国・県に補助してもらうことができないので、一般会計の10%程度は常時積んで置きたいと思っている。そこまでいかないが考え方としてはそういうことである。予備費については、何かがあったときに財政支出できるよう措置している。予備費は予備費ということである。

○雪山敏行副委員長

予備費は予備費として理解する。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔管財課、説明 13:15～13:16〕

〔質 疑 13:16～13:16〕

○山崎恒男委員長

管財課の説明に対する質疑をお願いします。

○山崎恒男委員長

質疑がないので、以上で質疑を終了する。

〔市税課、説明 13:17～13:18〕

〔質 疑 13:18～13:26〕

○山崎恒男委員長

市税課の説明に対する質疑をお願いします。

○堀内武治委員

法人市民税、3法人の精算還付について詳細説明をお願いします。

●深谷市税課長

前の決算期に対し2分の1を納付する予定納付について、3,144万2,000円が更正額13万7,000円になった法人や、2,029万3,000円が1,564万2,000円、2億317万6,000円が1億4,062万5,000円と1社で6,255万1,000円と大きく更正となった。基本的には前期分の決算の2分の1だが、それが2社あり、見込違いで減額になった法人が1社あった。

○堀内武治委員

大きい額で法人そのものの存続に影響がないのか。実態はどうか。

●深谷市税課長

前年の納付額に対してであり、会社が見込んだ額であるので大丈夫である。

●松井三郎市長

予定納税をしていただき還付するのは、法人の業績が悪くて還付するものもあるが、最近の法人は税金対策が上手くなっているとことも一点ある。リーマンショック後の還付した金額は約5億円であった。影響はないということではないが、今倒産する状況ではない。

○雪山敏行副委員長

ホールディング会社の関連はあるのか。利益の付け替えを東京に持っていくのもあるのか。

●深谷市税課長

3法人に関しては関連はない。現実的には従業員の人数で法人市民税額が確定するため、それほど大きな影響は無い。

●松井三郎市長

しっかり調べたことはないが、外資系企業が投資をして操作しているようなところもあるやに聞いている。こちらの企業が全て移転する状況もありますので、お金を貸す企業が小さな会社を操作しているかということも調べてないので研究させていただきたい。

○山崎恒男委員長

一般の納税者に対しての還付加算金について、掛川市の状況を伺う。

●深谷市税課長

7月の全員協議会で説明させていただいたとおり・・・（了解したとの声あり）

○鷺山喜久委員

説明の中で、見込み違いという説明があったが、市の判断ミスなのか。

●深谷市税課長

企業側の予定納付であるので、市が見込んだ額ではなく企業が見込んだ額である。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔企画調整課、説明 13:27～13:29〕

〔質 疑 13:29～13:30〕

○山崎恒男委員長

企画調整課の説明に対する質疑をお願いする。

○山本裕三委員

総合計画振興管理費は、どこに委託を予定しているのか。

●鈴木企画調整課長

議決後、業者選定する。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔地域支援課、説明 13:31～13:33〕

〔質 疑 13:33～13:38〕

○山崎恒男委員長

地域支援課の説明に対する質疑をお願いする。

○雪山敏行副委員長

プロポーザルの条件の中に年中無休の仕様が入っていたのか。相手側の提案でなったのか。

●田辺地域支援課長

当初は18日間の休みの期間を想定していたが、プロポーザルの提案として出てきた。

○雪山敏行副委員長

12万円を向こうから提案し増額するということになったのか。

●松井三郎市長

本来はプロポーザル提案であるが、呈茶サービスの関係についてはこちらから年中無休でお願いし、18日分の追加となった。

○鈴木正治委員

二の丸茶室は、条例改正したのか。

●田辺地域支援課長

指定管理と同時に条例改正を行った。

○小沼秀朗委員

18日分の呈茶サービスとして12万円支払うことは、365日引く18日の給料も市から払っているのか。

●田辺地域支援課長

そのとおりです。茶文化事業として市が委託料を支払っている。

○小沼秀朗委員

二の丸茶室を含め掛川城周辺施設の管理を呉竹さんがやっているが、これ以外にも市が人件費をみているところはあるのか。

●田辺地域支援課長

管理運営を委託しているので、人件費については管理運営費の中で呉竹さんが賄っている。個々に人件費をみていない。人件費は委託料の中に含まれているということである。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔I T政策課、説明 13:38～13:41〕

〔質 疑 13:41～13:47〕

○山崎恒男委員長

I T政策課の説明に対する質疑をお願いします。

○雪山敏行副委員長

G I Sを期待しているが、今回の中には対象となっているのか。

●松浦 I T政策課長

今回色々な市が持つデータを公開して、その中でアプリケーションを開発するために必要とされるものを追加していくので、開発側がどのような情報が欲しいかが焦点になる。オープンデータは公開し、デジタルデータとして市民の方や業者が使用できるようにするの<sup>①</sup>が一番の目的である。そこから模索しながら行っていく。

G I Sも検討していく。オープンデータによりアプリケーションのプログラムを作り、その中で避難地に誘導するG I Sの活用方法など、まずオープンデータ化して開発する方の発想に任せることを考えている。

○雪山敏行副委員長

G I Sそのものを全部オープンデータ化してしまうということではないのか。

●戸塚 I T政策課主幹

G I Sに関連はさせるが、現時点ではデータ自体はオープンにはできない。個人情報を含んだ

ものがあり整理できていない。位置情報としてのGISとしての観点で使用するが、議員のいわゆる個人情報等は公開できる段階ではない。アプリケーションは、様々なデータ形式を勘案して色々なタブレットやスマートホンで使えるような状態にしてあるものである。

○堀内武治委員

オープンデータは今後どのような方向に進んでいくのか。個人情報に逆に経済活性化に繋がると思うが、行政側がオープンにすることによって新規事業の構築や事業拡大に繋がっていくので、行政側はどこまでオープンデータ化するつもりなのか、議会側に明らかにしていただきたい。

●松浦IT政策課長

今週のクローズアップ現代でオープンデータが取り上げられていた。タイトルとすると「公共データは宝の山、社会を変えるかオープンデータ」ということで取り上げていた。委員のいわれらとおり個人情報保護法の観点から、出して良いデータと出してはいけないデータがあり、基本情報である氏名、生年月日、住所、性別などは出してはいけない情報だと理解している。番組では介護施設の位置やそのサービスの内容については、厚生労働省が出したものを業者が上手く返還して足し算をすることにより、アプリケーションソフトとして売り出すという、在宅ケアマネージャーの仕事がし易くなった。会津若松などでは人口分布等を出して、個人情報は出さない方向で考えている。出せるのは統計資料や個人情報に関係ないものを積極的に出していきたい。

●松井三郎市長

市が定めている情報公開条例の範囲内で、色々な行政が持つ情報をオープンにして民間の医療企業等々で活用していただくことで、いろいろな意味で利便性や企業誘致など、色々な活性化に繋がっていく。行政が持つ情報をオープンにすることで民間活力が高まっていくことを期待している。

○堀内武治委員

懸念する部分は課長の説明のとおりだが、活性化に活かすが個人情報として出たことによって問題が生ずることがないように、オープンデータ化には慎重に考えていていただきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

## 第9款 消防費

〔危機管理課、説明 13:48～13:50〕

〔質 疑 13:50～13:57〕

○山崎恒男委員長

危機管理課の説明に対する質疑をお願いします。

○山本裕三委員

防災ラジオのアンケート調査について、内容はこういったものなのか。

●白畑危機管理課長

先日の全員協議会で報告した配布数は、世帯数からこれまで配布した数の差し引きであるため実際に無いお宅がどのくらいあるのか正しく掴めていない。今度整備する掛川地区、大東地区、大須賀地区のそれぞれ周波数が違うので、無いお宅を改めて精査してその分を配布計画に生かしていく。先日の区長会でお願ひし各区ごとに調査している状況である。

○堀内武治委員

防潮堤整備に伴う説明の中で「掛川モデル」とよく使われるが、掛川モデルと他市のモデル事業との特徴の違いがあるのか。直接予算に関係はないが、どう違うのか理解しておきたいので説明願う。

●松井三郎市長

海岸防災林の整備については、県が静岡モデルとして磐田・袋井・掛川・御前崎の遠州灘海岸線を整備していくことでスタートした。掛川エリアについては、レベル１に対応できれば良い、レベル２については避難することで対応する見解であった。掛川の海岸線は整備する必要性が無いというのが「静岡モデル」である。これに対して掛川市長は、これでは市民の納得も得られず、海岸線に生活している方や立地している企業がいなくなってしまうので、少なくともレベル２に対応するだけの防災林の強化、時間がかかってもメッセージを発信しながら進めないと困るということで県と議論したが、静岡県は掛川市長の話は聞く耳を持たず、あくまでも静岡モデルいくと。この話が出たときには磐田市・袋井市・御前崎市も県の指示どおり静岡モデルを推進していくと。既にこの時に菊川の浚渫土について国交省が150万m<sup>3</sup>を運搬して山積みしてくれると、内々の交渉が進んでいて、同時に県の農林事務所と話を進め、海岸線の防災林は県が黒松を植栽するという話があり、交渉が成り立つ段階からこれは「掛川モデル」であり、「静岡モデル」ではないと全員協議会で発表したときに新聞社が「掛川モデル」と言った。申し訳なかったが、磐田や袋井の市民は浜松市と同じような防潮堤をと思っていたところに掛川モデルの報道がされたため、磐田市・袋井市も同調した。本当は一緒にやれば良かったが、県が静岡モデルを打ち出したときに掛川市だけが納得できず掛川モデルを。これからこういった形になるかはわからないが、県との違いを出すために掛川独自の計画を作ったので「掛川モデル」となった。

○堀内武治委員

答弁は理解するが、袋井市は命山に力を入れてきたが、太田川の浚渫土を使って掛川市と同じ計画をした。それを「袋井モデル」と言っている。別に張り合うつもりはないが、現実是一緒の工法で国・県に協力をいただきながらやっていく方式は掛川方式を取り入れたと理解しているが、袋井市も磐田市も具体的な工事計画が出てきているので、経過をしっかりと把握するうえで再確認させていただいた。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔消防総務課、説明 13:58～13:59〕

〔質 疑〕

なし

---

休憩 14:00～14:06

---

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

①議案第81号 平成26年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第2款 総務費

第9款 消防費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 地方債の補正

全会一致にて原案とおり可決

---

## ②議案第 8 6 号 掛川市住民投票条例の一部改正について

〔企画調整課、説明 14:08～14:09〕

〔質 疑 14:09～14:12〕

○山崎恒男委員長

企画調整課の説明に対する質疑をお願いします。

○山崎恒男委員長

特にないようですので、以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

## ②議案第 8 6 号 掛川市住民投票条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

---

## ③議案第 8 7 号 掛川市総合計画審議会条例の一部改正について

〔企画調整課、説明 14:13～14:15〕

〔質 疑 14:15～14:25〕

○山崎恒男委員長

企画調整課の説明に対する質疑をお願いします。

○雪山敏行副委員長

自治基本条例に根拠を置くことはよく理解したが、自治基本条例のなかに市民と議会と行政は情報の共有を図るとなっている。今回市議会議員を外したが、今後どのように情報共有を行っていくのか伺う。

●鈴木企画調整課長

審議会は今説明したように議会の議決を得るために、その前に審議をいただくものである。自治基本条例も制定しているなかで、市民に門扉を広く開けるという意味で市議会議員から市民に改正をお願いします。市議会との情報共有については、全員協議会が毎月行われているので、その中で途中経過等も報告しながら情報を共有していきたいと思っている。

○雪山敏行副委員長

自治基本条例に情報共有を位置づけているにもかかわらず、市議会議員を外したことについて、しっかりとした説明が必要である。

●松井三郎市長

審議会に市議会議員が参画していること自体が、従来の条例のあり方が間違っていると思っている。最終議決をする市議会の皆さんが審議会に入って、答申案の中で議決事項が決定してしまうことはあってはならない。他市の審議会に市議会議員は入っていないが、掛川市は広く議会と協調しながら議論をし最終議決まで行くという意味で市議会議員が入っていたと思われるが、本来のあり方は審議会の答申をするところに市議会議員はおられない方がよい。その代わり審議会の議論については市議会に報告し、全員協議会で議論することは必要だと思っている。二元代表制の観点からも難しいと思っている。議員という立場ではなく市民という立場で参画していただ



くことも議論したが、情報をしっかり議会に逐一示していくことで情報の共有を図っていくという結論で提案させていただいた。

○雪山敏行副委員長

想定をしていない基本条例だったと思う。情報共有のはかり方は良く理解したが、市議会議員も市民の代表であるので策定段階から意見を言う必要があると考えている。全員協議会等の機会を設けていただきで議会の意見も反映していくことがスムーズに進むことだと思うのでご配慮願う。

●松井三郎市長

掛川市の審議会はオープンにしており傍聴も認めているので、そういった機会も利用していただきたい。また、情報はしっかり提供していく。うるさいから排除したということではなく、正しいあり方に戻したということである。

○堀内武治委員

市長の考え方で良いと思う。以前、議会から審議会委員に出していたことがあったが、出ていた人は市議会議員という立場で入りながら、議会の意見を集約せずに一個人として発言していた。結果として、当局側は市議会の意見を充分踏まえてつくったという言い方になり、逆にその委員はその都度、議会に回り意見を集約しながら審議会に出て行くことかたちになった。問題を起こしたことが経過にもあるので、議会は議決機関であるので全員協議会や常任委員会で議論し意見を出していくシステムの方が良いと思う。

○鷺山喜久委員

議案を見た時には反対の立場であった。市議会議員のところが市民となっており、市長が委嘱をするということになっている。住民基本条例や議会基本条例を策定した4年間で議員の価値が下がってきているのではないかと危惧している。堀内委員の話もよくわかるが、議員自らがしっかり勉強して、さすが掛川市議会議員だといわれるようになっていかなくてはいけない。こうした議案によって、議員の重みが軽くなることを心配する。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

③議案第87号 掛川市総合計画審議会条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

④議案第91号 掛川市火災予防条例の一部改正について

〔予防課、説明 14:26～14:30〕

〔質 疑 14:30～14:31〕

○山崎恒男委員長

予防課の説明に対する質疑をお願いします。

○山崎恒男委員長

特にないようですので、以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

④議案第91号 掛川市火災予防条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

⑤議案第92号 掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

〔消防総務課、説明 14:31～14:33〕

〔質 疑 14:33～14:36〕

○山崎恒男委員長

消防総務課の説明に対する質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

各クラスで5万円の増額になっているが、年間どのくらいの増額になるのか伺う。

●中村消防総務課長

平成25年度の退団者で積算すると540万円の増額となる。この金額については、消防基金から全額収入するため市費が掛かるものではない。

○鷺山喜久委員

退職報償金を増額することによって消防団員が増えると思うか。

●中村消防総務課長

直接、消防団員の増員に繋がることは難しいが、少なくとも消防団員は5年以上継続してやっていこうという団員が増えれば、少しずつ蓄積され消防団員の定員確保に繋がると思っている。

○鷺山喜久委員

処遇を改善し、しっかり掛川市を守っていただくよう制度改正等を広くPRし、団員確保に繋がるよう努力していただきたい。

●萩田消防長

6月議会の一般質問にもあったが、課長が説明したように昨年の12月に消防団員等の充実強化法施行により消防団員の処遇を初め、消防団員の確保の推進や消防団員の装備の改善など、国や地方公共団体に義務付けされた。6月議会でも答弁したとおり、これだけでなく、消防訓練時間の削減など消防団自体の改革も進めている。消防団や消防本部だけの問題だけではなく、地域の問題でもあるので、まちづくり協議会のなかで地域の共通課題として取り上げ解決し継続していく問題だと思っているので、消防本部としても連携を深めて消防団員確保に努めていきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

⑤議案第92号 掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

-----

⑥請願第4号 行政書士法違反書類の掛川市各機関への提出排除に関する請願書

[14:37~14:53]

[紹介議員 鈴木正治委員、説明]

[意見]

○山崎恒男委員長

各委員の意見をお願いします。

○鷺山喜久委員

請願書に書いてある資格のないものが届け出をし、掛川市で事件になったことはあるのか。

○鈴木正治委員

掛川市の事例ではないが、他市の事例では都市計画法第29条の規定により開発行為許可申請において、法令及び基準についての指針に希薄なため、度重なる書類や図面の補正により許可までの時間が掛かり、建設工事等の着手が遅れて損害が出た事例がある。また、農地法の申請書に不部が多く、その指導、補正対応のため窓口業務が煩雑になってしまい、他の申請への対応や書類確認、決裁に支障が出て長期化した例があると、行政書から例をいただいている。

○堀内武治委員

当局側に確認したいが、行政書士が行わなければならない書類申請業務はどのくらいあるのか。また、窓口において本人確認や身分確認等が可能なのか。市民に負担や迷惑が掛かっては困るので伺う。

●廣畑総務部長

個人では作成が難しい開発行為の書類や農地法4条や5条申請などは行政書士を使ってという事例は多くある。窓口でのチェックについては、普段接している業者については確認行為をしなくても担当者はわかっている。個人申請の場合は、本人が難しくても窓口でアドバイスしてあげれば作成できる。行政書士まがいの方が手続きをしてトラブルになったケースは聞いていない。

○堀内武治委員

請願の趣旨は法律を守ってくれということなのでわかるが、現実問題として行政側はどのように確認するのか。実務を考えると難しい面があると思うが如何か。

○鈴木正治委員

平成4年に静岡県議会に対する請願の採択を受け、県下全市町村に対し窓口表示板を配布し設置することになった事案の発展的継承事案であること。本会議で議決となる請願により、市当局へ働きかけをしていただき、窓口の対応に取り組んでいただきたいこと。以下の市町で採択されており、是非ともお願いしたいと伺っている。採択している政令市では浜松市、静岡市、近郊では磐田市、森町、9月議会で湖西市が採択する予定、中部では島田市が採択済み、藤枝市、焼津市が9月議会で採択予定、東部では富士市は採択済み、沼津市では9月議会で採択予定、その他熱海市や御殿場市などとなっている。おかしいと思うときには確認行為をしていただきたい。

○堀内武治委員

採択した場合、行政窓口に表示をするとか、身分確認の徹底について行政側の協力をいただけないと意味がないと思うが。

○雪山敏行副委員長

行政権はないが、やってくれという意見書は出せると思う。

●廣畑総務部長

成合として行くと問題がある。報酬を得て継続的に行うということであるから、本人でない方が何度も持ってくる場合は確認する必要があると思う。

採択されれば庁舎内での窓口事務を徹底していく。

○山崎恒男委員長

業としてやっている方もいるので、違法行為を防ぐという意味で業界から請願書が出されたわけだが、認めていく方向で意見聴取は終わりたいと思うが。

○鷺山喜久委員

討論はあるのか。

○山崎恒男委員長

このあと討論に入る。

○堀内武治委員

市民の皆さんに迷惑が掛からないように行政側に配慮していただきたい。

○鈴木正治委員

成合として報酬を目的にするのはだめであり、隣の人が手伝うことはかまわないので、行政側も頻繁に来ればわかると思うので。

○山崎恒男委員長

以上で意見を終了する。

討論はあるか。

〔討 論〕

○鷺山喜久委員

恥ずかしい話だが、日本共産党浜松市議団長の北島さんが浜松市議会議長宛ての請願書にサインしているわけだが、私はこの請願は良し悪しで、表を見ればこのとおりだと解釈するが、今日の経済情勢や仕事をしている方のことを考えると、請願提出者は仕事が少なく厳しいなかで請願書を提出してきたのではないかと感じる。従って、適正にやられている方、掛川では被害がないということであるので、この請願に対しては反対の立場から意見とさせていただく。

○山崎恒男委員長

他に討論はあるか。無いようなので以上で討論を終了する。

〔採 決〕

⑥請願第4号 行政書士法違反書類の掛川市各機関への提出排除に関する請願書

賛成多数にて採択

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 9項目

閉会中継続調査申し出事項 9項目で了承

5) 閉会 [15:00]